

令和7年第5回矢掛町議会第3回定例会（第4号）

1. 会議招集日時 令和7年9月16日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分
 （議事） 午前 9時30分
 （閉会） 午前10時43分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	土 井 俊 彦	出	2	昼 田 政 義	出
3	福 田 京 子	出	4	岸 野 榮 治	出
5	田 中 輝 夫	出	6	原 田 秀 史	出
7	小 塚 郁 夫	出	8	石 井 信 行	出
9	花 川 大 志	出	10	浅 野 毅	出
11	川 上 淳 司	出	12	土 田 正 雄	出



4. 説明のために出席した者の職氏名

町 長	山 岡 敦	副 町 長	山 縣 幸 洋
教 育 長	山 部 英 之	総務防災課長	稲 田 欽 也
企 画 課 長	平 井 勝 志	財 政 課 長	松 嶋 良 治
町 民 課 長	佐 藤 澄 江	税 務 課 長	守 屋 裕 文
健康推進課長	小 川 公 一	こどもみらい課長	楠 木 貴 子
福祉介護課長	片 岡 崇	産業観光課長	池 田 敏 之
建 設 課 長	渡 邊 孝 一	上下水道課長	丹 下 裕 之
教 育 課 長	西 山 弘 之	会 計 管 理 者	松 嶋 良 治
建 設 課 参 事	黒 瀬 純 一	病 院 事 務 長	坪 田 芳 隆
介護老人保健施設事務長	小 出 優 子	総務防災課長代理	立 川 人 士
財 政 課 主 幹	小 出 健 司		

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 妹 尾 一 正 書 記 高 槻 美 希

6. 議事日程

日程第1 委員長報告 議案第52号 令和6年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定について
 議案第53号 令和6年度矢掛町病院事業会計決算認定について

- 議案第 5 4 号 令和 6 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定について
- 議案第 5 5 号 令和 6 年度矢掛町水道事業会計決算認定について
- 議案第 5 6 号 令和 6 年度矢掛町下水道事業会計決算認定について
- 議案第 5 7 号 矢掛町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 5 8 号 矢掛町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 議案第 5 9 号 矢掛町立学校施設使用条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 6 0 号 賑わいのまちやかげ宿創出施設設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 6 1 号 矢掛町水道事業給水条例及び矢掛町公共下水道条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 6 2 号 矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について
- 議案第 6 3 号 令和 7 年度矢掛町一般会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 6 4 号 令和 7 年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 6 5 号 令和 7 年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 6 6 号 令和 7 年度矢掛町地域開発事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 6 7 号 令和 7 年度矢掛町宇内財産区特別会計補正予算（第 1 号）について
- 請願第 1 号 有害鳥獣問題に関する請願
- 請願第 2 号 少人数学級の拡充及び教職員定数改善、「カリキュラムオーバーロード」の改善をはかるための、2026 年度政府予算等に係る意見書採択の請願
- 陳情第 3 号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則の徹底を求める陳情



午前9時30分 開議

○議長（浅野 毅君） 皆さん、おはようございます。今月4日の本会議に引き続き、御苦労さまです。ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手許に配付のとおりであります。

~~~~~

- 日程第1 委員長報告
- 議案第52号 令和6年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定について
  - 議案第53号 令和6年度矢掛町病院事業会計決算認定について
  - 議案第54号 令和6年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定について
  - 議案第55号 令和6年度矢掛町水道事業会計決算認定について
  - 議案第56号 令和6年度矢掛町下水道事業会計決算認定について
  - 議案第57号 矢掛町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定について
  - 議案第58号 矢掛町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例制定について
  - 議案第59号 矢掛町立学校施設使用条例の一部を改正する条例制定について
  - 議案第60号 賑わいのまちやかげ宿創出施設設置条例の一部を改正する条例制定について
  - 議案第61号 矢掛町水道事業給水条例及び矢掛町公共下水道条例の一部を改正する条例制定について
  - 議案第62号 矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について
  - 議案第63号 令和7年度矢掛町一般会計補正予算（第2号）について
  - 議案第64号 令和7年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
  - 議案第65号 令和7年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
  - 議案第66号 令和7年度矢掛町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）について
  - 議案第67号 令和7年度矢掛町宇内財産区特別会計補正予算（第1号）について
  - 請願第1号 有害鳥獣問題に関する請願
  - 請願第2号 少人数学級の拡充及び教職員定数改善、「カリキュラムオーバーロード」の改善をはかるための、2026年度政府予算等に係る意見書採択の請願
  - 陳情第3号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則の徹底を求める陳情

**○議長（浅野 毅君）** 議案第 52 号から議案第 67 号，請願第 1 号から第 2 号及び陳情第 3 号までを一括議題とし，委員長報告を行います。

これらは，去る 4 日の本会議において審査をお願いした案件で委員会審査も終了し，請願陳情については別紙のとおり報告書も提出されておりますので，それぞれの常任委員長から審査の概要を報告していただきます。報告の順は，総務文教常任委員長，産業福祉常任委員長，予算決算常任委員長の順にお願いいたします。

それでは，まず，総務文教常任委員長，石井信行君お願いいたします。石井君。

**○8 番（石井信行君）** 総務文教常任委員会からの委員長報告を行います。

去る 9 月 4 日，本会議で当委員会に付託されました条例制定案件 3 件，請願 1 件，陳情 1 件について，9 月 5 日全委員出席のもと，副町長，関係課長の説明を聴取しながら，審査を行いました。質疑応答の詳細は会議録を御覧いただくとして，その審査概要と結果を報告します。

条例制定案件について 1 つ目，議案第 57 号，矢掛町職員の勤務時間，休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定についての審査では，委員から制度改正の具体的な取組の内容と手法，職員組合がないことを指摘した上で担当課が相談窓口として機能するかについて質疑がありました。執行部からは，「妊娠出産等に関する制度を職員に十分説明し，希望を確認する方針。申請主義から積極的な制度利用への転換を図る。制度周知は全体向けに行い，個別にも係からアプローチする。職員組合はないが，総務防災課人事給与係が相談窓口として機能している」と説明がありました。

討論では，議案には賛成だが，制度利用時の本人，所属課の業務負荷に配慮し，制度内容そのものにも重点を置いてほしいという意見が出ました。

委員会の審査としては，全会一致で了と決定しました。

2 つ目審議，議案第 58 号，矢掛町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例制定についての審査では，「部分休業時の給与の扱いが制度利用の妨げにならないか」「部分休業は自由な時間帯に取得できるようになったのか」「部分休業後に業務時間に遅刻した場合の扱いは」「有給休暇を時間単位で取得する場合取得条件はあるのか」「業務が忙しい時期に休暇取得が難しい場合，制度利用に影響するのでは」との質疑がありましたが，給与の扱いは，育児休業は給与対象外だが共済組合から一部補填があり，部分休業の時間帯は勤務時間の途中でも取得可能になったこと，それから一部自由な時間帯での取得も可能であること，遅刻時の対応は有給休暇で処理し，有給休暇は時間単位で取得する場合の上限はないということ，部分休業中は課内で基本的に調整するが必要なら代替職員の配置を検討する，育児休暇は取るのが前提との答弁がありました。

これについて討論は無く，委員会の審査としては全会一致で了と決定しました。

3 つ目の議案第 59 号，矢掛町立学校施設使用条例の一部を改正する条例制定についての審査では，使用料の根拠と利用率，施行日までに設置は完了するのか，施行日に設置が間に合わない場合どのように説明するのかといった質疑があり，使用料は 1 時間 1,000 円ですが，使用料は電気代を賄える実費相当額で設定しているということ，施行日までの設置は未定であるが，完了後すぐ使えるよう一部改正をする。施行日以降の使用申請があった場合は，申請時に状況を説明するとの答弁がありました。

討論は無く，委員会の審査として，全会一致で了と決定しました。

次に請願の審査について，請願第 2 号，少人数学級の拡充及び教職員定数改善，「カリキュラムオーバーロード」の改善をはかるための，2026 年度政府予算等に係る意見書採択の請願の審査では，岡山県教

職員組合井原・小田支部の末広氏から請願趣旨の説明を聴取した後、審査を行いました。

委員からは、給特法改定改正について、現場の受け止め方、高校でも少人数学級実施を求める理由、教員の個人差について、教員の業務と給与の妥当性を評価する指標の有無、カリキュラムオーバーロードと判断する根拠、長時間労働の改善を請願する考えの有無について質疑がありました。

討論では、多くの困っている声を受け止めるのが地方議会議員の責務であるとしての賛成討論、趣旨には賛同するが、町内では既に少人数学級が実施されており、予算措置も十分。長時間労働の実態把握や人件費の根拠が不明確で地方議会には教育内容に意見する根拠が乏しいため採択に反対するとの討論がありました。

委員会の審査としては、賛成少数で不採択と決定しました。

陳情第3号、政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則の徹底を求める陳情については、持参による陳情のため質疑を行わず討論を行いました。

討論では、アンケートはあくまで行政が実施するものであり、議会が扱うべき内容ではないとの反対討論があり、委員会の審査としては、全会一致で不採択と決定しました。

以上が、総務文教常任委員会に付託された案件の審査概要です。なお不足の点がありましたら、他の委員からの補足をいただくことをお願いして、総務文教常任委員会からの委員長報告を終わります。

**○議長（浅野 毅君）** 続いて、産業福祉常任委員長、田中輝夫君お願いします。田中君。

**○5番（田中輝夫君）** それでは、産業福祉常任委員会委員長報告を行います。

去る9月4日の本会議において産業福祉常任委員会に付託を受けました本町条例の一部を改正する条例制定の議案2件及び請願1件について、9月5日に付託議案審査のため、産業福祉常任委員会を開催し、全委員出席のもと副町長、関係職員の説明を聴取しながら慎重に審査いたしました。個別の質疑応答内容につきましては会議録を御覧いただくこととして、概要と結果につきまして御報告をいたします。

議案第60号、賑わいのまちやかげ宿創出施設設置条例の一部を改正する条例制定について、初めに副町長から、今回の条例の一部改正は、株式会社矢掛屋との兼ね合いや混同する名称は避け一般的な名称変更にするものであると補足説明がありました。

「“やかげ一譚”は通称で今後いかなる名前に変更になっても対応ができるように改正するのか」などの質疑応答を行いました。

討論は無く、審査の結果、賑わいのまちやかげ宿創出施設設置条例の一部を改正する条例制定については全会一致で賛成し、原案を了といたしました。

議案第61号、矢掛町水道事業給水条例及び矢掛町公共下水道条例の一部を改正する条例制定について、どのような方法で他の市町村は水道事業者と情報共有するのかの質疑に「詳細は未定だが、町ホームページ等で受援の要請を行う。その際には、日本水道協会、下水道協会とも連携する。また、実際に受援する業者が指定工事店であるかの検証については、各自治体で受けている指定工事店証や資格書の写しの提出を求めるなどして確認し、臨時的に工事を依頼する方法を想定している」と回答。改正がこの時期となった経緯の質疑に、「能登半島地震における排水設備、給水設備の復旧の遅れを受けて、国土交通省より示されている標準条例が改正された。各市町村においても検討を求める通知が出され、町としては早めに同内容に改正することにした」と回答。「激甚災害発生時などを見越して情報の伝達方法について、あらかじめルール作りをしておけば問題はないと考える」と意見が出るなど、質疑応答を行いました。

討論は無く、審査の結果、矢掛町水道事業給水条例及び矢掛町公共下水道条例の一部を改正する条例制定については、全会一致で賛成し、原案を了といたしました。

請願第1号、有害鳥獣問題に関する請願、矢掛町の環境と未来を考える会の3名と紹介者から、請願書の一. わな免許所有者へ駆除許可を発行、二. 捕獲者へ各報奨金を支給、三. 町は地域ぐるみの捕獲体制の構築を指導し、有害鳥獣被害対策協議会の開催の要望について、趣旨説明を受けた後、「くくりわなにおいては止め刺しが難しく、従来での止め刺しの許可は出せなかったと認識している。他自治体での事故例がある中で、止め刺しを安全に行う方法はあるのか」「鳥獣害対策としては、ワイヤーメッシュや電気柵で侵入防止対策をするほか、残飯を家の近くに捨てないようにするなど餌場を作らない対策を徹底する必要があると考える」「わなをたくさん設置すれば管理が大変になる上、メンテナンスも不十分になり、有効活用できてないケースもあると聞いている」「猟友会駆除班とは意見交換されたのか」「狩猟免許は基本的に猟銃所持者に許可されている。狩猟期間は決まっているが、駆除は年間を通して行う。駆除許可者に対しても、狩猟期間11月15日から3月15日は報奨金が出されない。狩猟期間にも報奨金を求めるのは難しいと思える」など、質疑応答を行いました。

請願者が退出した後の討論では、請願以前に猟友会との協議が必要な案件と考える。猟友会はリスクを背負っているし、コストも掛かっている。駆除と狩猟を一緒にして、不公平という判断にはならない。ただし、有害鳥獣被害対策協議会の開催は、行政ももう少し関わりを持っても良いと考える。団体同士協議すべきと思う。報奨金について、それが目的となってしまってはならない。被害対策協議会の開催については請願の審査に関わらず、執行部へ問題提起しても良いと考える。鳥獣被害を受けている農家が一番困っている。報奨金の話の前に、猟友会などの関係者と話をする機会が必要である。わな免許所有者に駆除の許可を出すのは安全上の問題を考えると難しい。銃の所有者が駆除の許可を受け、報奨金を受けるのが制度上の決まりであると考え。請願の趣旨は制度上難しいと考えるなど、討論がありました。

審査の結果、有害鳥獣問題に関する請願については、全会一致で不採択といたしました。

以上が、産業福祉常任委員会に付託されました案件の審査結果であります。

不足の点がありましたら、他の委員の補足をお願いいたしまして、産業福祉常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

**〇議長（浅野 毅君）** 続いて、予算決算常任委員長、原田秀史君お願いいたします。原田君。

**〇6番（原田秀史君）** それでは、予算決算常任委員会委員長報告を行います。

去る9月4日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました11議案につきまして、9月8日から9月11日までの4日間、予算決算常任委員会を開催し、全委員出席の下、町長、副町長、教育長のほか関係職員から説明を聴取しながら、慎重に審査を行いました。

質疑応答の詳細は会議録を御覧いただくとし、その審査概要と結果について、審査順に御報告いたします。

まず、議案第62号、矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更についての審査におきましては、マラソン大会に関する質疑応答がありましたが、討論は無く、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、議案第63号、令和7年度矢掛町一般会計補正予算（第2号）についての審査におきましては、土木費では、ラジコン式草刈り機の導入の経緯や使用範囲及び性能。衛生費では、保健センターの修繕

工事の概要及び補正対応の理由。総務費では、駅前広場管理費の詳細について質疑応答がありましたが、討論は無く、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に議案第 64 号、令和 7 年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）についての審査では、質疑・討論は無く、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に議案第 65 号、令和 7 年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）についての審査では、質疑・討論は無く、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に議案第 66 号、令和 7 年度矢掛町地域開発事業特別会計補正予算（第 1 号）についての審査では、質疑・討論は無く、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に議案第 67 号、令和 7 年度矢掛町宇内財産区特別会計補正予算（第 1 号）についての審査では、質疑・討論は無く、全会一致で原案を了といたしました。

次に議案第 52 号、令和 6 年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定についての審査につきましては、初めに所管課ごとの審査概要及び審査結果、その後、議案に対しての審査結果を御報告いたします。

まず、福祉介護課所管の審査では、福祉タクシー券の執行率、重層的支援体制整備事業において社会福祉協議会との連携状況、地域福祉バス事業の費用対効果及び運行時間、障害者福祉費関連各種返還金の妥当性、地域ミニデイサービス事業での団体設立計画についての質疑応答がありましたが、討論は無く、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、健康推進課所管の審査では、人間ドック事業の執行状況及び事業効果、ジェネリック医薬品の目標利用率に対する達成率、特定健康診査事業の無償化による受診率、健康ポイント事業の委託料と商品還元バランス及びアプリの改善について質疑応答がありましたが、討論は無く、審査の結果、原案を全会一致で了といたしました。

次に、こどもみらい課所管の審査では、キッズフェスティバルにおける町外来場者数、父親の子育て支援事業の事業実績の概観、市立保育園広域利用委託料の実績に対する評価等について質疑応答がありましたが、討論は無く、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、建設課所管の審査では、農道台帳管理業務負担金での台帳の管理方法、管理不全空家等対策事業補助金交付事業の今後の運用、多面的機能支払交付金事業の今後の動向、町営住宅長寿命化更新計画の検証結果について質疑応答がありましたが、討論は無く、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、産業観光課所管の審査では、人・農地プランの地域計画の変更点、農業振興費のうち鳥獣被害対策費の低執行率、かわまちづくりソフト事業の成果、観光施設ライトアップ事業と矢掛商店街に設置されている行灯の整合性について、これらに質疑応答がありましたが討論は無く、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、税務課所管の審査では、軽自動車税の収入未済の原因と対策及び延滞金の扱い、相続人不存在等不動産利活用推進事業の実績、町税の未収金及び口座振替について質疑応答がありましたが、討論は無く、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、町民課所管の審査では、マイナンバーカード交付における申請率と交付率の差、自家消費型太陽光発電システム導入促進補助金の執行率のについての見解、安全運転支援装置整備補助金の実績に対する見解、携帯分解教室の実績及び今後の予定について質疑応答がありましたが、討論は無く、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、教育課所管の審査では、毎戸遺跡発掘調査事業の報告書の町民への提示時期及び今後の予定、文化財保存活用地域計画の進捗状況及びシンポジウムの継続、GIGAスクール構想によりタブレットの個別配付による授業の変化、セーフティプロモーションスクールの今後の展開、地域おこし協力隊採用支援業務委託の実績、美術館の対話型鑑賞会の実施状況、小学校施設トイレ改修事業の成果、井原鉄道ネーミングライツ取得の実績と今後の方針等について質疑応答がありましたが、討論は無く、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、総務防災課所管の審査では、戸別受信機の事業検証、防災士と地域の連携、公共Wi-Fiの設置場所及び防災拠点での受信地への対応について、質疑応答がありましたが、討論は無く、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、企画課所管の審査では、ふるさと回帰センターの活用状況、定額タクシー制度の事業実施に係る財源確保、同窓会支援事業補助金の実績及び今後の方針等について質疑応答がありましたが、討論は無く、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、財政課所管では、矢掛脇本陣高草家基金の運用状況についての質疑応答後、健全財政を堅持し、あらゆる施策を支えるものとの賛成討論があり、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、議会事務局所管では、質疑討論は無く、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

各所管の決算を慎重に審査した結果、議案第52号、令和6年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定については審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に議案第53号、令和6年度矢掛町病院事業会計決算認定についての審査では、休日及び夜間診療と医療機器更新による効果について質疑応答がありましたが、討論は無く、審査の結果、全会一致で原案を了承いたしました。

次に議案第54号、令和6年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定については、ナースコール更新事業の未執行理由について質疑応答がありましたが、討論は無く、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に議案第55号、令和6年度矢掛町水道事業会計決算認定については、未収金の状況、浄水処理施設整備事業の曝気装置購入費の未執行について質疑応答がありましたが、討論は無く、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に議案第56号、令和6年度矢掛町下水道事業会計決算認定についての審査では、財務運営に係る見解について質疑応答がありましたが、討論は無く、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

以上が、予算決算常任委員会に付託されました案件の審査結果であります。審査内容に不足の点がありましたら、他の委員の補足をお願いいたしまして、予算決算常任委員会の委員長報告といたします。

なお、執行部におかれましては、本委員会の意見を意見に十分留意され、なお一層適切な事務事業の執行に努められますよう求めるものであります。

以上です。

**○議長（浅野 毅君）** それぞれの委員長から付託案件の審査報告がありました。それでは、委員長報告に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。3番福田君。

**○3番（福田京子君）** 常任委員会での裁定に反対の立場で、請願第1号の採択に賛成の討論をさせていただきます。

提案内容の文言はともかくとして、丹精込めた農作物が甚大な被害に遭っているのが現状です。鳥獣保護管理法において、狩猟により捕獲する場合を除いては、原則としてその捕獲、殺傷又は採取が禁止されているのは周知のところではございます。

しかしながら、生態系や農林水産業に対して鳥獣による被害等が生じている場合や学術研究所の必要性が認められている場合などには、環境大臣又は都道府県知事の許可を受けて、鳥獣又は鳥類の卵を捕獲することが認められています。これは許可捕獲と呼ばれるものです。

地方自治法の規定又は鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の規定に基づき、その捕獲許可権限の一部は市町村長に移譲されています。岡山県でも、イノシシ等一部の鳥獣については、市町村長が許可権限者となっております。このことを根拠に今回の請願がなされました。

イノシシ等の生息状況は拡大しています。農作物の被害は甚大なものです。また、人家近くの里山に生息しており、人命に関わる事態も起きるかもしれない、そんな状況になってきています。とても安心はできないのです。

一方、狩猟者・ハンターは減少し、高齢化が問題となっています。矢掛町における現行の高い評価を得ている鳥獣被害対策実施隊自治会班の活動をより拡大し、強固なものに変革していただきたい。そして、形骸化に等しい有害鳥獣被害対策協議会を開催して、いろいろな立場での意見交換の場を設定していただきたい。より安心安全な生活を望む農業従事者たちの意思の表れのひとつとして、今回の請願があります。

矢掛町議会として、この意思を町に届けるべき、そう感じております。したがって、採択すべきと考えております。

**○議長（浅野 毅君）** はい、ありがとうございました。ほかにございますか。5番。

**○5番（田中輝夫君）** 請願第1号、有害鳥獣に関する請願について産業福祉常任委員会で裁定した不採択に賛成の立場で討論します。

請願の要望ですが、わな猟による鳥獣駆除許可及び報奨金を出している自治体はまだ少ないです。それでいうと考えられるのは、わな猟での駆除の時の止め刺しは危険が大きいこと。一つの個体を複数回捕獲したと写真を使い回しなど虚偽の申請で報奨金搾取の不正受給の可能性があること。捕獲された個体の詳細、雄か雌か成獣か幼獣かなどの記録はされていなく、単に捕獲数が増えても被害が減ったなどの効果の評価が行われていないこと。鳥獣の駆除後は、一般廃棄物として処理又は食肉確保した残渣は産業廃棄物として適正に処理しなければならないこと。捕獲した鳥獣を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法で行うこととされ、銃の使用が示されていること。

そして、最も心配するのは、最近県内の市では捕獲者全てに報奨金を支払う制度を定め運用した結果、猟友会の捕獲報償金を目当てに他地区で捕獲するなど不正が行われる可能性がある。また、わな猟の駆除は危険が多く、事故が発生しているとした意見に対して調整を行わなかったことで、猟友会による駆除活動が停止されるだけでなく、猟友会、自治会班、行政との良好な関係を保てなくなっている事例があります。同じことが本町でも起こるのではないかと懸念することです。

また、自治会班の組織は各自治会の任意であり、行政指導ではなく、鳥獣被害から地域を守るとの意

欲ある人たちが、わな免許などを取得して自治会長が推薦し、町長が認めたものが駆除自治会班を組織するものです。現在、小田自治会・宇内自治会班と組織していますが、どちらの自治会班もわな猟による駆除は危険と判断して駆除は猟友会に依頼しています。

そして、有害鳥獣被害対策協議会の開催要望ですが、平成29年と平成30年に開催した以降は実施していませんが、必要があれば開催すれば良いと考えます。

以上、わな免許所有者の駆除の危険性、猟友会との良好な関係の維持などから請願を不採択とした産業福祉常任委員会の結果を支持し、不採択に賛成の立場で討論いたします。

**○議長（浅野 毅君）** ほかにございませんか。8番。

**○8番（石井信行君）** 8番、請願第1号、有害鳥獣問題に関する請願に賛成の討論を行います。

いろいろなかたちでいま述べられているんですが、農業振興の面から、やはりもう見過ごすことはできない。私達も毎日出てますから、電柵をしてもいろんな形で取組をしてもなかなか思うようにいきません。それで、もう野菜作りやめた、コメ作りやめたっていう人も、果樹栽培やめたっていう人もだんだん出てきます。こういう状況が、里山の境が、もうなくなっている状況を更に追い打ちをかけるようなかたちで、農業そのものを衰退させるのではないかということで、この請願の中にいくつか提案がありますが、それを具体的に有害鳥獣被害対策協議会の中で、今後どうしていくか、もう切羽詰まっているんだということで話し合いをする中で、報奨金の問題なんかについても具体的に話をしていけばいいことだと思うんです。

誰がなんぼ取るかということのようなことは、みんなの合意がないとできるものではありませんから、そういうかたちで対策協議会を1日も早く開催して、関係したいろんな駆除班や自治会、それから行政が入って、その中で何ができるかということをお考えすべきだと思います。

安全面でいま具体的に言われたんですが、これも猟銃だけではなくてほかのものは使えないのかということで対策協議会の中で話し合って、みんなが納得できる方法でぜひ1日も早くやらないと、もう我が家の周りではもうサツマイモは一切作れません。もう植えたら次の日になくなります。もうとても困っています。

多くの町民が困っていることをやっぱり全町的に行政も町民も一緒になって全町で取り組む。そしていま頭数がイノシシ300頭台ですか。他の市町村に行くと1,000頭を超えてるようですから、矢掛町のそういう形で捕獲あるいは駆除を範囲を広げて生息域を狭めていく。そういうことを町民行政一体として全町的な取組にしていく必要があると思います。

この請願にぜひ賛同いただいて、1日も早くこの組織的な動きを町内で作っていくことが必要だと思いますので、町民の期待に応えることを強く訴えて、賛成討論とします。

**○議長（浅野 毅君）** はい。ほかにございませんか。6番。

**○6番（原田秀史君）** 委員長報告に賛成し、請願第1号を不採択とする立場で討論を行います。

現在、本町では有害鳥獣駆除については、猟友会駆除班が担っているのが現状であり、全国的に見ても猟友会員であるケースが多いようです。

県内のある自治体の有害鳥獣駆除要綱を見ますと、駆除実施者は原則として被害者から依頼された駆除班の者とあり、駆除班を編成し、駆除に当たることや銃器使用の場合はハンター保険、また、わな使用の場合はわな保険の加入が義務付けられています。

このように駆除には大変大きな危険が伴うことから、猟友会のように組織で対応できることが求めら

れています。

また、全ての捕獲者に捕獲奨励金を支給については、捕獲奨励金は本来、被害をもたらす有害鳥獣の除去に対して支給するものですが、お金がもらえる狩猟と認識が変わることで本来の目的を逸脱し、被害地域での混乱も生じる可能性があります。

いずれにいたしましても、現在駆除を担っている猟友会との協議がなされていない現状での請願の採択は、近隣自治体でもありましたが、有害鳥獣駆除対策が後退しかねない懸念があります。

以上の観点から、請願第1号、有害鳥獣問題に関する請願を不採択といたします。以上です。

**○議長（浅野 毅君）** ほかにございませんか。9番花川君。

**○9番（花川大志君）** 請願第2号について、委員会裁定に賛同し、採択に反対の立場から討論を行います。

本件は、中学校・高等学校の学級編制標準の引下げ及び教職員定数改善、更に教育課程の時間数と内容の不整合による子どもと職員双方への負担過多、いわゆるカリキュラムオーバーロードの解消を求める内容が趣旨でありました。

（発言する者あり）

**○9番（花川大志君）** 何か不都合がございますか。

**○議長（浅野 毅君）** ありません。

**○9番（花川大志君）** そして本請願は、2026年度政府予算編成に当たり、要望事項実現のための必要な財政措置を求めるものであります。

まず、予算要望を通すのであれば、次年度の必要予算を概算要求として提出する8月末を目途に本請願を提出するのがセオリーと考えますが、今次9月定例会で審査に付し、仮に採択決議を経て、国へ提出したとしても、既に概算要求に基づき、検討・調整が政府内で実施されている時期においては有効性に欠けるものであると推察されます。よって、提出の意義を見出せず不採択が妥当と判ずるものであります。

また、教職員の長時間労働縮減に関しては、公立学校での部活の運営体制変更に準ずる部活動地域移行など教職員の負担軽減の諸施策が推進され始めた現在、まずはこれら施策の成り行きを見極めることが重要であるとの考えから、当該要望事項の提出は時宜を得ないと感じるものであります。

次に、カリキュラムオーバーロード改善については、言葉での説明のみを判断材料として、成否を判ずることは基礎自治体としては極めて難しく、それは国においても、1998年から教育現場で取り組まれたいわゆるゆとり教育の功罪、つまりエビデンスを持ち合わせていない議会、あるいは私個人が盲目的に判ずることは差し控えるべきとの考えから、本請願には賛同できず不採択が妥当と考えるものであります。

以上で、反対討論を終わります。

**○議長（浅野 毅君）** ほかにありませんか。11番。

**○11番（川上淳司君）** 請願1号については、もう討論終わっておって、それで2号に移ってもいい？

**○議長（浅野 毅君）** いや、そのつもりで言ったんですけど、何かございましたでしょうか。請願第1号について。

〔11番川上淳司君「いや、大丈夫です」と呼ぶ〕

**○議長（浅野 毅君）** はい。11番川上君。

**○11番（川上淳司君）** 先ほどの請願第2号について委員会での反対という部分から、私は賛成の立場で討論させていただきます。

現場の声を正しく聞いていただくことが一番大事だと思っておりますので、今回請願者にも来ていただいてお話をいただきました。

請願内容については、ほとんど矢掛には当てはまらない内容ではありますが、現在矢掛中学校では42人学級、43人学級があると思っておりますし、全く多人数学級はないわけではないのは町内でもあります。

また、ICT教育が始まりまして、教職員の仕事内容は激減してると思っておりますので、その内容につきましても、精査の対象になると思っておりますので、今後、おっしゃることは確かに反対意見の方は確かにそうだと思いますけど、矢掛町の現状が請願に合っていないとは思っていませんし、今後は他の地域でも要するにそういうふうな問題があることに對しても、地方議員だからこそ国に対して請願が必要だと思っております。

26年の予算執行には間に合わないというふうなことも、今お答えいただきましたけど、今後いろいろな部分で地方議員として皆さんの心、息を合わせていただいて、請願に賛成していただけないかと思つて賛成の立場で賛成討論とさせていただきます。

以上です。

**○議長（浅野 毅君）** 請願第2号については、ほかにありませんね。2号ですか。ほかですね、請願2号以外ですね。

〔8番石井信行君「いえ、請願2号です」と呼ぶ〕

**○議長（浅野 毅君）** 2号について。はい、8番。

**○8番（石井信行君）** 8番。請願第2号、少人数学級の拡充及び教職員定数改善、「カリキュラムオーバーロード」の改善を求めるための、2026年度政府予算等に係る意見書の採択の請願について、賛成の立場から討論を行います。

請願趣旨理由の中にあるように2021年の法改正により、小学校の学級編制標準は2025年度までに35人に引き下げられました。中学校においては、2026年度から年次的に引き下げる方針となっています。

請願趣旨の中に、児童減により、教職員数も減少し続けている。併せて、育児休業取得者などへの代替教員の確保は困難になっていることから、学校現場では欠員が発生していると書かれています。

具体的に申し上げますと、これ全教調べなんですが、今年5月時点の調査では、36道府県12政令市で3,662人の未配置が確認されており、代員が見つからないままの状態が去年は28.2パーセントでしたが、今年度は64.4パーセントに大幅に増加しています。代員が見つからなければ、やむなく兼務――掛け持ちせざるを得ず、学級担任を含め深刻な人手不足になっています。

学級の人数は、教師にとっては働く環境ですし、児童にとっては学ぶ環境なんですが、生活の基盤そのものなんです。この学級定数を少しずつこの人数を下げていくってことはどうしても今必要になっています。

カリキュラムオーバーロードという面では、学習指導要領において学習過程の質的改善が求められております。各学校の教育課程の時数と内容が非常に多くなっています。子どもや教職員に授業時数という過大な負担がかかっていることも大きな問題です。

小学校1年生、2年生の子どもが、午後5時間目や6時間目の授業を受けて、へとへとになりながら

帰っているのを目にしています。

そしてカリキュラムに沿って、実際にどうしたか。ITをどう使ったか、そしてどうなったか、その成果はと報告が求められ、児童数・生徒数の多い少ないに関わらず、その仕事は全く新しい仕事として付加されています。

家庭との連絡やテストやノートの点検、評価、会議への参加、授業準備の時間は、勤務時間後にならざるを得ない実態は続いています。矢掛町の場合、少子化により、少人数学級はずっと以前から実現しているとの指摘がありますが、人数が少なくなったからといって、カリキュラムをどう作り、どうこなしたのかの実践と報告業務は全く変わりません。この面で教職員が常に追い立てられています。これは、子どもたちが学ぶ条件を非常に困難にしていると思います。

請願趣旨の理由の中に全国知事会が、政策要望として中学校及び高等学校の学級編制の標準の引下げや教職員の定数改善を行うとともに、必要な財政措置を講じることを国に強く要望していますとあります。学級数が教職員の配置基準となっているからです。

本町の昨年の議会でのこの請願審査で、中教審は教職調整額4パーセントを10パーセントにアップされることが明記されているから実質的には待遇改善になるんだという意見がありましたが、実際は、2030年度までに今の4パーセントの教職調整額特別手当を付けるから残業手当を一切付けないぞという調整額ですが、10パーセントに段階的に引き上げるという代物で、月に1,500円ほどの賃上げでしかなく、どんなに遅く帰宅しても残業と認められることはありません。残業野放しです。

平均した実態を見ると、これも全教の調査なんですけど、勤務時間30分以上前から、そして勤務時間後1時間半以上、合計2時間以上の残業をせざるを得ない業務内容というのが実態です。

中学校の部活動では地域との関係で少し改善の方向も出てきているようですが、まだ放課後、朝練、土日の対外試合で家庭生活が全くなくなるような多くの時間が教育現場に割かれているという事態はあります。

常に過労死が問題になっているという実態は、依然としてあります。

以上、いくつか述べましたが、学校現場で教育カリキュラムのオーバーにより、児童生徒にとっても、教職員にとっても働きにくく学びにくくなっている実態があるということ。そのために、35人以下学級を小中高に求めていること。オーバーワークになっている働く環境を学ぶ環境を少しでも改善してほしいという請願をぜひ賛同していただくことを求めて、この請願第2号への賛成討論とします。

**○議長（浅野 毅君）** 2号については、以上ですね。ほかにありませんか。5番田中君。

**○5番（田中輝夫君）** 陳情第3号、政党機関紙の調査が勧誘行為における庁舎管理規則の徹底を求める陳情に、総務文教常任委員会の不採択に反対する、採択の立場から討論いたします。

この陳情は、庁舎内の政治的中立性の確保、議員のパワハラから職員を守るという職員に心理的負担をかけないための目的が趣旨です。全国の一部市区町村の庁舎内で、政党機関紙の勧誘、配達、集金が無許可で行われていることが問題となっているようですが、本町でも一昔前はあったと聞いていますが、ここ十数年ぐらいいは聞いたことがありません。

現在、政党要件を満たしている国政政党だけでも11政党がありますので、今後も必ずないとは言い切れません。

政党機関紙の購読は個人の自由であり、制限されるものではないし、職員で読みたいと思う人は自宅に配達し、自宅で集金してもらうなどの職場外ですれば問題はないのです。勤務時間中に職員等が庁舎

内で政党機関紙の集金などに応じる行為は、地方公務員法上、職務専念義務違反に当たる恐れがあります。

庁舎内において、議員に勧誘されれば、職員は顔見知りだし、断りにくいことで属していたこともあったはずですが、それが現在も行われているとすれば、強制的とか優越的と感じた職員の立場ではパワハラに該当する可能性もあります。

今回の陳情は、1 つ目、庁舎内において物品販売や勧誘の行為をする場合は、庁舎管理規則によりあらかじめ施設管理者の許可を得る必要があります、政党機関紙の勧誘行為についても同様に許可が必要であることを明確にお願いすることについては、新規に庁舎管理規則は制定しなくても、現在、矢掛町役場庁内取り締まり規則があり、第5条に許可を必要とする行為が記載されています。政党機関紙の勧誘がそれのどの項に該当するのか明確にするだけです。

2 つ目、庁舎内で議員から職員に政党機関紙の勧誘行為を行った事例が発見された際は、職員からアンケートを実施するなど再発防止に努めるについては、事例が発見された場合はアンケートを実施するでありますから、事例が発見されなければ、アンケートの実施は不要だと考えます。

今回の庁舎管理規則の徹底を求める陳情で重要なのは、職員に心理的負担をかけないために、庁舎内の政治的中立性の確保、パワハラから職員を守るという観点でありますので、現在制定している矢掛町役場庁内取り締まり規則を明確にすることでよいと考えます。

採択に賛成の立場での討論といたします。

**○議長（浅野 毅君）** はい。ほかに討論はありませんか。9番。

**○9番（花川大志君）** 陳情3号の採択に反対の立場から討論を行います。

本件陳情趣旨は、その前文で矢掛町議会においては不採択なので、実施調査を施してほしいというものであります。その中で、陳情項目、政党機関紙の勧誘行為についても、許可が必要であることを明確に確認をお願いするという。これについては、なぜこれを議会が確認せねばならないのか。

当該庁舎内での違法行為がある場合は、行政そのものが適正に処断するべきものであるということで、この1項目については、議会がする必要はないと判断しますので、これに反対するものでございます。

2つ目、政党機関紙の勧誘行為に関する職員アンケート実施など再発防止に努めるべしとあります。

これも同じでございます。当該庁舎の職員が主体的に適正な状況を確立すべきであり、議会がこれを促進することは、ある意味内部干渉でございます。ですから、この項にも私は反対いたします。

3番目に、特定の政治的判断に加担する恐れがあるかどうかの判断と合わせ、政党機関紙の勧誘行為に伴う心理的圧力の有無に関しても、職員アンケートを通して収集し、判断材料としてください。これについても、心理的圧力の有無を実証することは、アンケートなどでは測れない。であるから、この陳情があると私は判断しております。つまりこれは、この行為そのものを、例えば矢掛庁舎内で職員さんがあるいは執行部の皆さんが判断をし、適正な状況を維持すること。これが最も適正な判断であるとのことで、これを議会として採択をし、執行部へ提出することは不相当と私は判じますので、本請願の採択に反対するものであります。

以上で、反対討論を終わります。

**○議長（浅野 毅君）** はい、ありがとうございました。ほかに、陳情3号ですか。はい、どうぞ8番。

**○8番（石井信行君）** 私もこの陳情には反対ということで、総務文教常任委員会では全会一致で不採

択に決定いたしました。

そういう実態がないということが一つ。それから、いろいろなアンケートでこういうことがあったかなかったかということ进行调查すること自体が、一人ひとりの考え方を調査することになる恐れがあるというのは、大阪府の例を見るまでもなく職員の調査と称してさまざまな形でその思想調査に近い形を取ってきたという実態があります。だから非常に危険です。こういうアンケートを実施すること自体が、職員の心理状態を圧迫させる、押し縮めるものになると思います。

ですから、もしそういう事態があるのであれば、それをいろんな形で職員の中にどんどん出していけばいいことですから、今ここで取り上げてするような陳情については、もう憲法違反と言わざるを得ないので、断固反対します。

以上です。

**○議長（浅野 毅君）** はい、わかりました。陳情3号については終結してよろしいですね。そのほか討論はございませんか。

〔なし〕

**○議長（浅野 毅君）** よろしいですね。討論を終結いたします。

それでは、採決に移ります。議案の性質上、請願第1号、請願第2号及び陳情第3号については討論がありましたので、討論のなかった案件からそれぞれを分離して採決を行います。

お諮りいたします。まず、討論のなかった議案第52号から議案第56号までの決算認定案件5件、議案第57号から議案第61号までの条例改正案件5件、それと議案第62号の計画変更案件が1件、議案第63号から議案第67号までの補正予算案件5件、計16件につきましては、委員長報告はこれを可とするものでありますので、それぞれの委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** 異議なしと認めます。よって、議案第52号、令和6年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定について、議案第53号、令和6年度矢掛町病院事業会計決算認定について、議案第54号、令和6年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定について、議案第55号、令和6年度矢掛町水道事業会計決算認定について、議案第56号、令和6年度矢掛町下水道事業会計決算認定について、議案第57号、矢掛町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第58号、矢掛町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例制定について、議案第59号、矢掛町立学校施設使用条例の一部を改正する条例制定について、議案第60号、賑わいのまちやかげ宿創出施設設置条例の一部を改正する条例制定について、議案第61号、矢掛町水道事業給水条例及び矢掛町公共下水道条例の一部を改正する条例制定について、議案第62号、矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について、議案第63号、令和7年度矢掛町一般会計補正予算（第2号）について、議案第64号、令和7年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第65号、令和7年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第66号、令和7年度矢掛町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第67号、令和7年度矢掛町宇内財産区特別会計補正予算（第1号）については、それぞれ原案のとおり認定及び可決されました。

次に、討論のありました請願第1号について採決を行います。

お諮りいたします。請願第1号、有害鳥獣問題に関する請願に対する委員長報告はこれを不採択とするものでありますが、本案件に対し、先ほど賛成反対それぞれの討論がありましたので、起立による採

決を行います。なお、採決にあたっては、案件を可とする原則に従って行います。請願第1号、有害鳥獣問題に関する請願の案件を採択に賛成とする諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

**○議長（浅野 毅君）** 起立少数と認めます。御着席ください。よって、請願第1号、有害鳥獣問題に関する請願は、不採択と決しました。

引き続き、請願第2号について採決を行います。お諮りいたします。請願第2号、少人数学級の拡充及び教職員定数改善、「カリキュラムオーバーロード」の改善をはかるための、2026年度政府予算等に係る意見書採択の請願に対する委員長報告はこれを不採択とするものでありますが、本案件に対し、先ほど反対賛成それぞれの討論がありましたので、起立による採決を行います。なお、採決にあたっては、案件を可とする原則に従って行います。請願第2号、少人数学級の拡充及び教職員定数改善、「カリキュラムオーバーロード」の改善をはかるための、2026年度政府予算等に係る意見書採択の請願の案件を採択に賛成とする諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

**○議長（浅野 毅君）** 起立少数と認めます。よって、請願第2号、少人数学級の拡充及び教職員定数改善、「カリキュラムオーバーロード」の改善をはかるための、2026年度政府予算等に係る意見書採択の請願は、不採択と決しました。

次に、討論のありました陳情第3号について、これより採決を行います。お諮りいたします。陳情第3号、政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則の徹底を求める陳情に対する委員長報告はこれを不採択とするものでありますが、本案件に対して先ほど賛成反対それぞれの討論がありましたので、起立による採決を行います。なお、採決にあたっては、案件を可とする原則に従って行います。陳情第3号、政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則の徹底を求める陳情について、採択に賛成とする諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

**○議長（浅野 毅君）** 起立少数と認めます。御着席ください。よって、陳情第3号、政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則の徹底を求める陳情は、不採択と決しました。

~~~~~

○議長（浅野 毅君） お諮りいたします。本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。会議規則第7条の規定により、本日をもって第5回矢掛町議会第3回定例会を閉会したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 異議なしと認めます。よって、第5回矢掛町議会第3回定例会を閉会することに決しました。

閉会にあたり、町長から御挨拶がございます。町長。

○町長（山岡 敦君） 閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

令和7年第5回矢掛町議会第3回定例会につきましては、15日間の会期でありましたが、上程いたしました各会計の決算認定や補正予算など計21議案につきましては、慎重な御審議を賜り、それぞれ原案のとおり決定をいただき、まことにありがとうございました。議案の審議並びに一般質問などで賜りました御意見や御提言につきましては、今後、十分検討させていただきたいと存じます。

そして、町民の皆様のニーズを反映した施策の展開を図ってまいり所存でございますので、議員の皆様におかれましては、一層の御支援と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

9月の半ばを過ぎましたが、未だに厳しい残暑が続いております。議員の皆様、町民の皆様におかれましては、引き続き熱中症の予防に努めながら、御健康にお過ごしいただきますようお願い申し上げます。閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（浅野 毅君） 以上をもちまして閉会といたします。なお、この後、11時から議会全員協議会を開催いたしますので、議員の皆様には3階全員協議会室へ御参集ください。それでは皆さん、お疲れ様でした。閉会。

午前10時43分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

矢掛町議会 議長

矢掛町議会 議員

矢掛町議会 議員